

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

	2022年度		2023年度
	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月	2023年4月-9月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	407,991	419,647	574,144
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	425	420	2,255
③ 保証契約を解除した件数(※3)	37,641	40,936	67,444
④ 合計【④ = ①+②+③】	446,057	461,003	643,843

	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月	2023年4月-9月
⑤ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	95	133	132

	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月	2023年4月-9月
⑥ 新規融資件数	1,208,647	1,236,061	1,233,709
⑦ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑦ = (①+②)÷⑥】	33.8%	34.0%	46.7%
	33.9%		46.7%

【代表者の交代時における対応】

	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月	2023年4月-9月
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,736 (10.2%)	3,045 (12.0%)	4,545 (16.8%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	12,756 (47.4%)	12,211 (48.0%)	10,344 (38.2%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	10,536 (39.2%)	9,382 (36.9%)	11,367 (42.0%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	883 (3.3%)	812 (3.2%)	836 (3.1%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行100行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合146組合(全国信用協同組合連合会を含む)の合計533機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。